第 2283 号 1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2003年)$ 平成15年 4月 28日 月曜日

発行所

(2-2)

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 受取配当等の益金不算入制度の改正

A: 支配関係の無い株式等の、益金不算入割合が、80%から50%に縮小されました。ただし、中小法人については、2年間にわたり段階的に縮小されます。

【解説】

連結納税制度の創設に伴い、平成15年3月31日以後に終了する事業年度から、受取配当等の益金不算入の額が、次のようになります。 ①連結法人株式等(発行済株式の100% を保有している株式)の配当等⇒

配当等の額の全額(負債利子の控除をしない) ②関係法人株式等(発行済株式等の25% 以上を保有している株式)の配当等⇒

配当等の額の全額(負債利子の控除をする) ③①及び②以外の株式等⇒

配当等(負債利子の控除をする)の金額の 50%(改正前は80%)

ただし、中小法人等(資本等の金額が1億円以下の法人等)については、次のように段階的に引き下げられます。

- ・70% (平成14年4月1日から平成15年3月31日までに開始し、かつ平成15年3月31 以後に終了する事業年度)
- ・60% (平成15年4月1日から平成16年3月31日までに開始する事業年度)

なお、社債の利子や長期借入金の利子等は、 改正によって配当等の額から控除する負債利 子の額に含まれることとなりました。







